

# はちのへ のうぎょうだより

令和2年3月号 No.532

のうぎょうだよりは八戸市農業委員会のほか、市内農協各支店でも配布しています。  
また、インターネットではフルカラーでご覧いただけます。  
〇八戸市ホームページ  
<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

のうぎょうだより

検索



## 農業後継者顕彰式が行われました

1月15日に八戸グランドホテルにおいて、第38回八戸市農業後継者顕彰式が行われました。農業委員会では、農業後継者を育成するという見地から、農業後継者顕彰要領を制定し、農業に積極的に取り組んでいる模範的な後継者を顕彰しております。

本年度は、市内若手農業者で、ミニトマト、ブロッコリーを中心に栽培されている、松石徹さんが顕彰されました。松石さんは、高校を卒業後、サラリーマンとして生活する傍ら、両親が営む農業を手伝いながら農作業の基礎を学び、将来は農家を継ぎたいという思いから平成26年に就農されました。

現在、市内外の市場の動向を見極め、出荷については適宜対応可能な販売に努められております。今後は、現状に満足せず、品質の安定や生産・管理レベルの向上を目標にされるなど、農業へ取り組む姿勢は、地域の模範として、また、八戸の農業の将来を担う青年農業者として期待が持てる農業後継者です。

籠田会長からの励ましに対して松石さんは、「本日の顕彰を契機として、諸先輩方が築いて来られた農業を、さらに発展させるとともに、農業経営の安定のため、今後も一層努力していきたい。」と決意を述べていました。

表彰を受けた松石徹さん(中央)

農家の経営と生活に役立つ

**全国農業新聞を  
読みましょう！**

発行所 全国農業会議所  
購読料 1か月700円

毎週1回発行・自宅直送  
お申込みは農業委員会へどうぞ！  
(TEL 43-2111 内線4013)



### 知って得する農業者年金

- ★ 少子高齢時代に強い年金です。  
自ら支払った保険料とその運用益により年金額が決まる「積立方式・確定拠出型」の年金です。
- ★ 保険料は自分で選べ、いつでも見直してできます！  
月額2万～6万7千円の間（千円単位）で設定できます。
- ★ 税制面で大きな優遇措置があります！  
支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税になります。
- ★ 認定農業者など一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります！

※加入要件・①60歳未満、②国民年金第1号被保険者、③年間60日以上農業に従事している方  
農業者年金に関するご相談は、最寄りのJカ農業委員会または農業者年金基金にお問合せください。

問 農業者年金基金 ☎03-3502-3942

あなたの老後生活への  
備えは十分ですか？

# オラほのだから



今回は、亡夫の跡を継いで、子育てをしながら農作業を頑張っている、南浜地区の日渡明美さん(55)を紹介します。

- 取材担当 大館・南浜地区
- 籠田悦子 委員
- 松橋剛志 委員
- 阿達福壽 委員
- 橋由正 委員
- 荒川喜一郎 委員
- 高橋勝男 委員
- 高橋政典 委員

## ◎就農のきっかけは？

夫が亡くなって4年が経ちました。夫は生前、鉢花をハウスで育て出荷までの作業をしていました。私は農作業の手伝いを少しはしていたものの、農業の知識や技術は全く無く、この先農業従事となれば大変だと思いました。

しかし、出来る限り少しずつでもやらなければと考え、今日まで県・市及び農協の担当の方々のご指導を頂きながら、野菜や鉢花の植え付けをしています。

## ◎現在の経営内容は？

野菜はピーマンを作付けしています。ハウスで収穫して農協へ出荷しています。鉢花はマリーゴールドで、契約先へ出荷しています。

◎農業をやっていて良かったと思うことは？

子供が小学生なので、時間に拘束されないうちが子供のためには良かったと思います。

## ◎辛かったことは？

農地面積が広いこと、また、ハウス5棟を一人で作業することが大変でした。

## ◎今後の目標は？

後継者はいませんが、身体が続く限り、現在よりは少しでも作付面積を増やして、収益の上がる作物を見つけ、関係機関のご指導を受けながら農業経営に励みたいと考えています。



ハウスの前で

## 農地法関係の申請受付日等について

農業委員会が設定している農地法第3、4、5条の許可申請・届出の受付

期間等をお知らせします。

◎3条申請：農地を農地として使うために売ったり、貸したりする場合。

◎4・5条申請：農地に建物を建てたり、植林する等、農地以外として使う場合。

申請内容や申請書類について、事前に農業委員会でご確認ください。

※今年度の年間予定については、農業委員会の窓口及び市ホームページに掲載しています。

問 農業委員会

☎ 43-2111 内線4014

### 農地法許可申請

申請月	受付期間	許可書の交付日	
		3条/4.5条 (30a以下)	4.5条 (30a超)
3月	3/11-3/19	4/20	5/11
4月	4/13-4/20	5/21	5/29
5月	5/11-5/20	6/16	6/29

### 農地法届出

申請月	締切日	交付日	締切日	交付日
3月	3/5	3/13	3/23	3/31
4月	4/6	4/15	4/20	4/30
5月	5/7	5/15	5/20	5/29

※他法令との調整により、変更となる場合があります。

## ◆咳エチケット◆

新型コロナウイルス感染症が、中国で流行しています。今後、国内での感染拡大を防ぎたいところです。また、風邪や季節性インフルエンザなどの一般的な感染症予防のためにも、咳エチケットや手洗いなどを徹底し、ウイルス感染を防ぎましょう。

「存じ」の方も多いかと思われるですが、咳エチケットとは、感染症を他人に感染させないために、咳・くしゃみをする際に、マスク※1やティッシュ・ハンカチ※2、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。特に電車や職場などが集まる場所で実践することが重要です。

※1 マスクをつけるときは取扱説明書をよく読み、正しくつけましょう。鼻からあごまでを覆い、隙間がないようにつけましょう。

※2 口と鼻を覆ったティッシュは、すぐに「ゴミ箱」に捨てましょう。

また、手を洗うことでも病原体が広がらないようにすることができます。

咳やくしゃみを手でおさえると、その手で触ったドアノブなど周囲のものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の人に病気をうつす可能性があります。また、何もせずに咳やくしゃみをする時、しぶきが2mほど飛びまわります。しぶきには病原体が含まれている

可能性があります。他の人に病気をうつす可能性があります。

いつでもどこでも正しい咳エチケットを心がけましょう。





### 担い手を育てるといふ役割

農地利用最適化推進委員 三浦 勝浩

私は、農地利用最適化推進委員として、館地区を担当しています。家は農家で、主にミニトマトとりんごを栽培しています。主にミニトマト栽培の研修を行っています。ミニトマトは長い期間収穫でき、収益が上がる作物です。農協を通して、主に地元や関東方面に出荷しています。当地区では35年ほど前から作付けされており、当時は10名ほどだった仲間が、現在八戸管内では30名ほどになりました。

館地区は、昔はりんごと田んぼが盛んでした。しかし、価格低迷、担い手不足、高齢化等で農家の数も激減しています。また、作付けできず、他に貸している状態の人が多く、年々増加傾向にあるように思われます。田んぼは、借りる人はいますが、りんごを止めた畑を借りる人は少なく、平らな土地はよいのですが、斜面が多く借り手が付かない状態の畑も多くあります。借り受けたとしても、土壌病害がある所では、りんごの作付けはできないので、ももやナシなど他の果樹を作付けしなければなりません。

そういった中でも、やる気のある担い手を見つけ、育てていくのが我々の役目だと思えます。また、農地環境も様々であり、作業しやすい環境を作るために、人・農地プランにあるように、農地の集積等について、もっと話し合いを持ち、取り組む必要があります。担い手についてですが、私の家では、これまで、2人の新規就農者を受け入れ、を

主としてミニトマト栽培の研修を行っています。ミニトマトは長い期間収穫でき、収益が上がる作物です。農協を通して、主に地元や関東方面に出荷しています。当地区では35年ほど前から作付けされており、当時は10名ほどだった仲間が、現在八戸管内では30名ほどになりました。さらに仲間を増やしたいところですが、ハウス資材の高騰により、増えないのが現状です。それでも、意欲ある新規就農者の力になれないかと考えているところ、当農業委員会で新規就農者の支援について取り上げていただきました。私の家で受け入れた2人の新規就農者は、ハウスやトラクターなどが無く、ゼロからのスタートになります。そのため借入金をいくらかでも少なくするため、他地区の委員さんからのハウスを譲りたい農家さんの情報をもとに、中古ハウスを譲り受けることができ、この春から、ミニトマトの栽培ができるようになりました。

今後、担当地区以外の新規就農者に対しても、情報提供に努め、また耕作放棄地解消に向け、一層の努力をしたいと思います。

※農業委員・農地利用最適化推進委員の声を不定期で掲載しております。

## ～農業体験修学旅行の農家民宿受入れ農家募集～

三八地域の6市町で組織する三八地方農業観光振興協議会では、農業観光振興及び地域経済の発展のために、全国からの児童・生徒を対象に農業体験修学旅行の受入れを各市町が連携して行っています。

八戸市では現在、南郷地区の農家を中心に「南の郷ツーリズム協議会」が組織され、農業体験修学旅行やホームステイ等の受入れに対応しています。

しかしながら、農家の方々の高齢化など、近年の社会的情勢により、受入れ農家が減少傾向にあり、農業体験修学旅行の受入れ自体が危ぶまれつつあることから、受入れをしてくださる農家を広く募集いたします。

住所、作物、専業・兼業、経営規模等は不問です。お気軽に担当までお問い合わせください。

問八戸市農業経営振興センター  
☎27-9163 FAX27-9166



### どんなことをすればいいかわからない、受入れは不安… という方へ



生徒は農業体験「学習」のために来るため、「観光」や「おもてなし」をする必要はありません。みなさんの「日常」、普段の畑仕事・普段の食事を一緒にするだけで、生徒にとっては普段味わうことができない貴重な体験となります。

生徒にとっては全てが新鮮で、楽しい思い出となるだけでなく、受け入れた農家のみなさんにとっても、子ども達と触れ合い、『日常』が『非日常』へと変わり、逆に元気をもらい活力が湧いてくるそうです。まるで子どもや孫が大勢帰ってきたような感覚だとか。

また、ペットを飼っている家庭には該当の動物アレルギーがある生徒は割り当てない、食物アレルギーがあれば事前にお知らせする等の対応を必ずします。

さらに、受入れ農家には、宿泊日数、提供した食事の回数に応じた体験料が学校より支払われます。

編集発行 令和2年3月号 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市農業委員会 (TEL 43-2111 内線4013) 印刷部数4,200部 印刷経費1部あたり495円

# 農地情報

新規の農地情報をお知らせします。詳細について確認したい方は、「全国農地ナビ」をご覧ください。新規以外の情報は折込チラシにございます。

農地転用・農地改良につきましては、農業委員会や農業委員にご相談ください。

問 農業委員会

☎ 43-2111 内線4015

## alis-ac 全国農地ナビ

全国の農地情報の確認にはインターネットの「全国農地ナビ」をご利用ください。画面上の地図から農地の所在、地番をはじめ、地目、面積、所有者の意向などを調べることができます。

**全国農地ナビ** <http://www.alis-ac.jp/>

全国農地ナビは、市町村および農業委員会が整備している農地台帳と農地に関する地図について、運営・管理団体である全国農業会議所が、農業委員会などと公表事務にかかる委託契約を結んだ上で、農地法に基づき農地情報をインターネット上で公表するサイトです。

経営規模の拡大や新規参入に向けて農地を探している方にとって、大変有効なシステムとなっています。

**ぜひご利用ください！**



## 編集後記

かれこれ40年ほど前になりますが、私が子どもの頃、冬はかまくらや雪だるまが当然のように各家庭の前に置かれるほど、たくさんの雪が降りました。今は降雪量も減り、雪だるまをたまに見かける程度になりました。さらに今年は暖冬による雪不足。農作物へ影響が生まれませんように、思う毎口です。

のうぎょうだより担当 古館

### ■農地を売ります

	所在地			地目等	面積 (㎡)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	南郷島守	小山田	49-1	田 (農用地)	1,355	応相談
			22-1	畑	719	
		小平	31-1	畑	1,352	
			坂本	18-2	畑 (農用地)	
		砂笥	5-1	畑	1,421	

### 農地情報への掲載について

○農地情報掲載の提出書類一覧 (全て1部)

#### ■農地を売りたい・貸したい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②全部事項証明書 (土地)	法務局 (登記所)
③公図	法務局 (登記所)
④住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場

#### ■農地を買いたい・借りたい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場
③農地台帳記載証明書 (耕作証明書) ※申出者が市外居住者の場合	居住地の農業委員会

農地の相続税・贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている方へ

納税猶予の特例の適用を受けている農地 (特例農地) については、売却し、貸付け、転用または耕作の放棄や、農業経営を廃止した場合など、納税猶予が打ち切りとなる場合があります。その場合は、それまで猶予されていた税額に利子税が加わるため、多額の税金を支払わなければならない可能性がありますので、農地の適正な管理をお願いします。

また、贈与税の納税猶予制度適用中に贈与者が死亡した場合は、贈与税が免除され、相続税の課税対象となります。この場合、相続税納税猶予制度の適用を受けることができますので、農業委員会や税務署に相談してください。